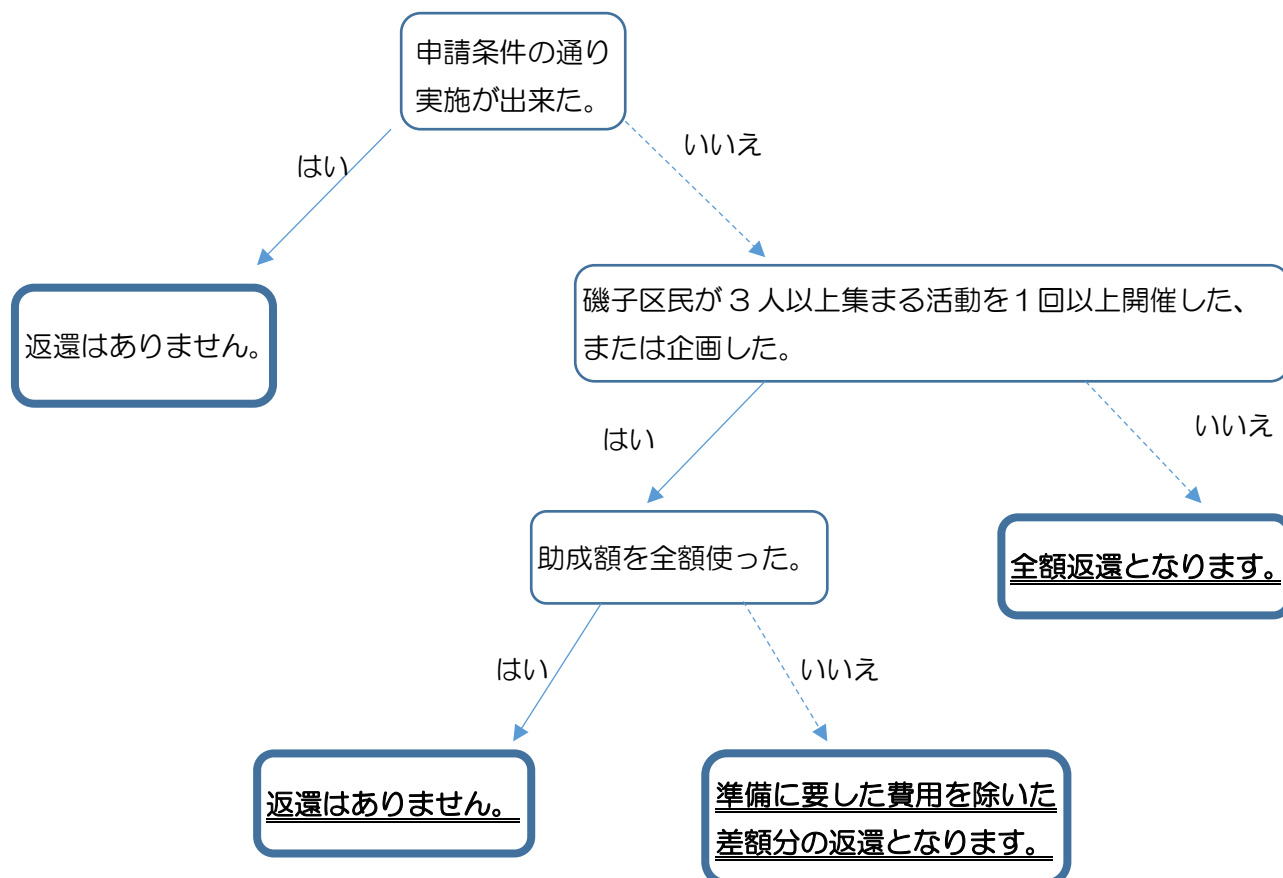


## 令和4年度助成分の新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する特例対応について

※必ずお読みください※

新型コロナウイルス感染拡大防止の取組により、活動予定と大幅に変更になり活動回数や人数が条件に満たなかった団体について、条件要件を緩和し対応いたします。下記をご確認ください。



- ・「オンラインで行った」「訪問をした」など方法を変えてメンバーと交流した場合も回数に含めて構いません。
- ・報告書にて実績を確認し、助成金額との差額が発生した場合かつ使用しなかった分の助成金については返還をお願いいたします。報告書にて実施状況を確認させていただきます。
- ・審査会后、返還金額や振込方法についての通知は該当団体へ送らせていただきます。

※個別にご相談も承ります。疑問等ございましたら磯子区社会福祉協議会あてにお電話、Eメールにてご相談ください。

### 令和5年度助成分の対応について

本特例対応は令和4年度限りとなります。

助成区分の回数や人数の条件を満たしていない場合は原則返還対象となります

年度内に助成条件が満たせない場合や、実績報告の際に「前年度繰越金が25%以上」になった場合は、従来の返還の考え方に沿って、返還となります。コロナ禍の中で行える活動や新しい生活様式を取り入れた活動について実現可能な範囲での申請をお願いいたします。